

## 検証の方針について(案)

### 1. 検証方針

(1) 「事実」に基づく検証を行う

これまで関係者・関係機関が収集した情報の提供をうけて活用するほか、新たに聴き取り等を実施して情報を収集し、これらを総合的に判断して「事実」認定するとともに、その問題点を抽出する。

(2) 背景にある根本的な原因を追究する

抽出された個々の問題点について「なぜ、そうだったか」を繰り返す形で検討を加え、その背景にある根本的な原因を追究する。これにより、関係者個々人の問題のみならず、組織・社会的な問題などを浮き彫りとする。

(3) 多くの要因を明らかにし、さまざまな側面から対策を検討する

事故発生の原因だけではなく、多くの要因が重なったことを前提に、それぞれについて必要な対策を提言する。さまざまな対策によって、同種・類似事故のより確実な再発防止を図る。

(4) 責任追及でなく、原因究明・再発防止策を指向する

「誰が」という責任追及型の考え方では再発防止につながらないことから、「なぜ起こったのか」「どうしたらよいのか」という視点に立った原因究明・再発防止を指向する。ただし、原因究明の過程で特定の個人・組織等の責任が明らかになる場合は、これを妨げない。

### 2. 調査・検証の対象となる事項

(1) 本件事故の原因や問題点を明らかにする。

(2) 今後の児童等の事故防止及び安全管理等の改善策を検討し、類以の事故防止に資する。

(3) 本事項の所掌は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と北広島町教育委員会として、前各号の目的を踏まえ事実に向き合うものである。